

文部科学省

「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

(学びの機会充実ネットワーク)」

## しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク

令和7年度 成果報告書

島根県教育委員会

## 1. 事業概要

### 1.1. 本事業に取り組む課題と目的

#### 1.1.1. 島根県の高등학교等を取り巻く状況の分析、構想する取組の必要性

##### ① 離島・中山間地域を中心とした小規模高校の点在と教員の慢性的な不足

本県では人口がこの10年で約5万人減少し、65万人を割った。全日制公立高等学校の生徒数は14,823人（H25.5.1時点）から12,831人（R5.5.1時点）へと13.4%減少しているが、無理な学校の統廃合を行わず、小規模であっても地域に根差した高等学校を存続させ、地域において質の高い教育を行うという方針のもと、県内公立高等学校全体の学級数は436学級から395学級へと9.4%の減少にとどまっており、教員定数は大きくは減っていない。

離島・中山間地域を中心に小規模高校が点在し、「地域とともにある学校」として地域に根差した質の高い教育を展開してはいるものの、必要となる教員定数に対し、昨今の教員のなり手不足等から、適正数の教員配置に困難な状況が見られる。

##### ② 離島・中山間地域にある高等学校のより一層の活性化

県全体の生徒数が減少している中ではあるが、生活に困窮する家庭や帰国・外国人児童生徒の増加など、多様な背景を持つ生徒へのきめ細かな対応が求められている。また、進路希望の多様化や学力層の二極化等も見られるようになり、生徒の多様なニーズに教育がどのように応えていくのかが問われている。

特に、島根県内の離島・中山間地域に多く見られる小規模高校にあっては、本来であれば習熟度に合わせたきめ細かな指導が望まれるところではあるが、上記①に挙げた教員不足等の理由から、習熟度別指導を可能とする教員が今後配置できない可能性も生まれつつある。同様に、地理歴史科、公民科、理科など科目ごとに高い専門性が求められる教科については、十分な教員配置ができない状況も見られ、生徒の科目選択のニーズに応えるためには、教員が専門外の科目を担当することとなり、それに係る教員の負担は大きい。

##### ③ 不登校生徒の増加

全国的に不登校生徒の数が増加しているが、島根県においても同様の傾向が見られる。特にコロナ禍以降、県内全日制・定時制高校の不登校生徒の数は、令和元年度調査で199人だったものが、令和4年度調査では293人となり、およそ1.5倍に急増している。各学校では、不登校生徒への個別の指導に取り組むなどして対応に努めているが、学ぶ意欲がありながらも、心身の不調など様々な事情により登校できない生徒が数多く見られる。

このような生徒の多くは、進級や卒業がかなわず、他校（特に島根県においては宍道高等学校と浜田高等学校の通信制課程）への転学を余儀なくされるが、転学先である通信制課程の高校の生徒数の急増という事態も招いており、何らかの抜本的な対策が必要となっている。

##### ④ 教員の年齢構成のアンバランスからくる指導技術の継承についての課題

県内公立高等学校の教員の年齢構成は、他県と同様、30代、40代の教員の割合が少なく、高年齢層に偏った「つぼ型」となっている。大量採用のあった世代の定年退職により、昨今は採用教員数を増加させており、20代の教員割合は増加傾向にあるものの、年齢構成のアンバランスな状態が続いており、教員としての指導技術の継承が大きな課題となっている。

長年の教職経験による指導技術などのノウハウを、若手教員にスムーズに継承し、これまで積み上げてきた「島根の教員」をより良い形で発展させていくことが求められている。

### 1.1.2. 構想する取組の目的・目標

島根県内にある種別の異なる学校と、多様な個性を持った生徒同士の「縁」を、この事業によって結びつけることができるよう願いを込めて、「縁結びの神様」として有名な「出雲大社（いずもおおやしる）」にあやかり、「しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク」と命名し、次に挙げる内容を中心に、全国に先駆ける取組にチャレンジすることにした。

#### 課題①に対する取組

本事業における遠隔授業の取組を通じて、教員数が少なく、生徒の多様な科目選択に対するニーズに十分に応えることが困難な学校に対し配信拠点センターからの遠隔授業を行うことによって、小規模高校が抱える課題を克服することを目指す。

具体的には、毎年度6月に、本事業のネットワーク構成校に対し、教科・科目充実に向けた科目・講座開設希望調査を行い、翌年度に遠隔授業により対応する科目・講座（対象となる学校）を決定し、遠隔授業を実施する。

<育成を目指す資質・能力>日常生活を豊かにする幅広い知識や経験を身に付ける力

#### 課題②に対する取組

本事業の遠隔授業の取組を通じて、数学・英語等を中心に習熟度の高い講座開設を目指す。島根県は広い地域に高等学校が点在しており、全ての学校について幅広い学力層の生徒が在籍する。特に離島・中山間地域の高等学校については、多様な進路希望を持った生徒が在籍するため、習熟度別による指導が欠かせない状況となっている。遠隔授業を行う際に、可能な限り複数校の同時配信を行い、同じ目標を持った生徒が学校という垣根を超えて、互いに励まし合い、学び合うことができるシステムを構築したい。

また、配信拠点からは、教員だけでなく、専門性の高い外部の専門家や大学教員等多彩な講師を招いた授業や課外の補習などバラエティに富んだプログラムの提供を目指す。

<育成を目指す資質・能力>将来のキャリアを切り拓くための深い思考力や探究心

#### 課題③に対する取組

本事業における通信教育の取組を通じて、県内でも増加傾向にある不登校生徒（様々な事情から、学びたいという意思はありながら学校に通うことが困難な生徒）に学習の機会を提供し、次の学年への進級や卒業を目指して、次のステップへとつながる意欲を喚起できるような学習ネットワークを構築したい。

ネットワーク拠点センターとなる通信制の高等学校でこれまで積み上げてきたノウハウを、全日制の高等学校に広げ、全ての学校において生徒への学びの支援ができる体制を構築する。

<育成を目指す資質・能力>生涯にわたって学び続けるための意欲や態度

#### 課題④に対する取組

本事業における遠隔授業の取組を通じて、配信拠点となるネットワーク拠点センターから経験豊富で指導力のある教員又は非常勤講師による質の高い授業配信を行う。遠隔授業は、多様な科目開設や習熟度別指導を通じた、生徒の多様なニーズに応えるためのものであると同時に、受信校に在籍している当該科目の専門外の教員や、経験が浅く指導力に不安を感じる教員にとっては、授業ノウハウを学ぶ絶好の機会となる。

遠隔授業を実際行う場面においては、物理的な問題から、受信校側に必ずしも教員を配置できない（実習助手、事務職員又はコーディネーター等の配置になる）可能性もあるが、遠隔授業を教員研修の一つと捉え、受信校側で教員の視聴が常時可能な状態で運用したい。

## 1.2. 本事業を通して明らかにしたい事項

本事業を通して明らかにしたい事項は以下のとおりである。

(1) 遠隔授業による未開設科目の新規開設・専門性の高い教員による授業の実施

- ①遠隔授業を持続的に行うための実施体制
- ②各学校の特色・魅力化の後押しにつながる遠隔授業（多様な科目、習熟度別、専門科目のニーズ等）

(2) 通信教育による不登校生徒への支援体制構築

- ①通信教育を持続的に行うための実施体制
- ②添削課題等ネットワーク拠点から提供される教材の具体的な活用方法
- ③評価及び単位認定等の在り方

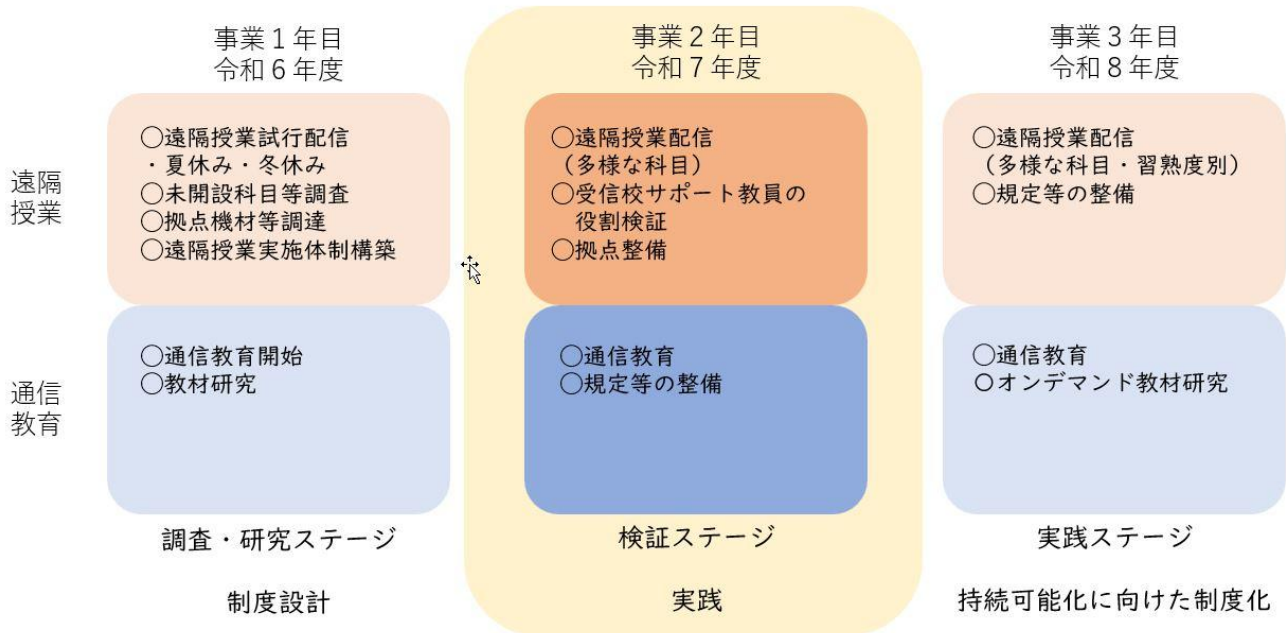
## 1.3. ロードマップ

### しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク

文部科学省  
各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業  
(学びの機会の充実ネットワーク構築)

2024.2.28 教育指導課  
令和6年度要求 700万円

<p><b>背景・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約(教員不足・教員のアンバランスな年齢構成)により、学校が生徒の多様な学習ニーズに十分に対応できていない。</li> <li>○全日制・定時制課程の高校において、学ぶ意欲はありながら心身の不調等により登校ができない生徒の数が増加しており、生徒への個別の対応が困難な状況が生まれつつある。</li> <li>→地理的状況や各学校・課程・学科の科にとらわれず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようになっていくことが必要</li> </ul> <p><b>事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、生徒の多様な学習ニーズに応える新たな高校ネットワークモデルを創出し、教育の質の向上を行う。</li> <li>① 学校単独では開講が困難な科目・講座についての遠隔授業の実施【教科・科目充実】</li> <li>② 学校単独では対応が困難な不登校生徒に対する通信教育の実施【学習機会保障】</li> </ul>	<p><b>■配信内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模高校の未開設科目、専門性の高い教員による授業 地理歴史科、公民科、理科、情報科、専門教科 等 ※ 専門教科は学校間配信を想定</li> <li>・習熟度別授業 数学科、英語科、情報科 等</li> <li>・教育課程外の補習、キャリア開発講座 長期休業日等における「数学」「英語」等の集中講座、年3回程度のキャリア開発講座(医療系への進学希望者を対象とした医学体験講座、情報系への進学希望者を対象としたプログラミング講座 等) 等</li> <li>・通信制教育の面接指導におけるメディアを利用した教育 地域みらい留学365(高2留学)対応のオンデマンド教材</li> </ul> <p><b>■通信教育：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校生徒に対する通信教育 各学校が不登校対策を行う際の添削課題等の教材の共有、面接指導等の支援</li> </ul> <p><b>■配信授業担当者：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R6：外部講師(補習、キャリア開発講座等)、指導主事</li> <li>R7～：拠点センターの教員、非常勤講師</li> </ul> <p><b>■検討課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔授業管理事務、配信拠点の整備、受信側サポート職員DX/ハイスクール事業(「情報II」の新規開設)との連携 不登校生徒の自宅に授業配信する際の事前準備、留意点等 通信制高校での履修を全日制・定時制で単位認定する仕組み 通信教育におけるメディアを利用した教材の開発 普通科・専門科、全日制・通信制の垣根を超える教育の取組</li> </ul>
<p><b>事業内容</b></p> <p>○遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、生徒の多様な学習ニーズに応える新たな高校ネットワークモデルを創出し、教育の質の向上を行う。</p> <p>① 学校単独では開講が困難な科目・講座についての遠隔授業の実施【教科・科目充実】</p> <p>② 学校単独では対応が困難な不登校生徒に対する通信教育の実施【学習機会保障】</p>	<p><b>■年次計画：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔授業実施に向けた研究 未開設科目・講座実態調査 習熟度別授業実態調査 遠隔授業開設ニーズ調査</li> <li>・配信拠点整備</li> <li>・補習配信 夏季補習(「情報I」講座) 冬季補習(「数学」「英語」等の集中講座)</li> <li>・年3回程度のキャリア開発講座 医療系、デジタル系人材育成のための学習会</li> <li>・不登校生徒への通信教育(10月以降)</li> </ul> </li> <li>●令和7・8年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔授業配信(教育課程内) 小規模高校の未開設科目 習熟度別授業</li> <li>・令和6年度の補習、キャリア開発講座継続</li> <li>・不登校生徒への通信教育継続</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>■配信拠点：(拠点整備等 5,170千円)</b></p> <p>R6：島根県教育センターに配信拠点設置、遠隔授業管理事務は事業本部(島根県教育委員会事務局)が担当</p> <p>R7～：宍道高校通信制課程に配信拠点設置、遠隔授業管理事務はネットワーク拠点センター(宍道高校)が担当(宍道高校に遠隔授業を担当する教員、非常勤講師を配置)</p> <p><b>■ネットワーク拠点センター職員：(会計年度任用職員配置 1,830千円)</b></p> <p>事業担当職員…会計年度職員 (+ 拠点整備後は宍道高校事務職員の一部業務負担も発生する)</p>	<p><b>■(新設) ネットワーク拠点センター (宍道高校)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業担当職員 会計年度職員 (員3名)</li> <li>■授業配信教員 教員(両任用を含む)、非常勤講師 等</li> </ul> <p><b>■補習受信 R6～</b></p> <p>通信制課程から大学進学を希望する生徒</p> <p><b>■キャリア講座受信 R6～</b></p> <p>専門性の高い補習授業を希望する生徒</p> <p><b>■未開設科目受信 R7～</b></p> <p>小規模高校から大学進学を希望する生徒</p> <p><b>■習熟度別受信 R8～</b></p> <p>教員配置が少ない為習熟度別授業が開講できない学校の生徒</p> <p><b>■通信教材による家庭学習 R6.10～</b></p> <p>不登校生徒に対する通信教育</p> <p><b>■専門高校ネットワーク</b></p> <p>専門教科のスポット遠隔授業 R6～</p>
	<p><b>■拠点校 (宍道高校) 設定の理由：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時制・通信制を併設しており、在籍教員の数が多い。(在籍教員が遠隔授業を行う場合は代替非常勤講師を配置)</li> <li>・松江・出雲の中間に位置し、通学圏内の非常勤講師等を任用しやすい。</li> <li>・後の通信制の機能強化(通信制DX)につなげることができる。</li> </ul>



## 2. 遠隔授業の実施やその運営体制に関する取組

### 2.1. 調査計画

1年目

#### ① 遠隔授業の実践

- ・ ネットワーク拠点センターとして島根県教育センター内に配信施設・設備を設置する。
- ・ 専門高校ネットワークでの専門教科の遠隔授業を既存の設備を用いながら実施する。
- ・ 夏季休業日等における「情報Ⅰ」講座、冬季休業日等における「数学」「英語」等の集中講座、年3回程度のキャリア開発講座（医療系への進学希望者を対象とした医学体験講座、情報系への進学希望者を対象としたプログラミング講座等）を遠隔授業で行う。

#### ② 2年目以降に開設する遠隔授業の科目・講座の準備

- ・ 各学校の科目・講座開設のニーズ調査を行い、実施する科目・講座を決定する。
- ・ 2年目に遠隔授業を担当する教員又は非常勤講師を決定する。
- ・ 2年目に遠隔授業を担当する教員又は非常勤講師に対する事前研修を行う。

2年目

#### ① 遠隔授業の実践

- ・ ネットワーク拠点センターとして宍道高校通信制課程内に配信施設・設備を設置する。
- ・ 1年目に決定した科目・講座について遠隔授業を開始する。
- ・ 新規に開設する科目・講座として「数学Ⅲ」「生物」「情報Ⅱ」の3講座を行う。教員定数により習熟度別授業が展開できない学校、専門性の高い教員が配置できない学校に対する授業を想定している。
- ・ 夏期休業中における「数学」「国語」の県内公立高校生向けの共通テスト対策集中講座を遠隔授業で行う。

#### ② 3年目に新たに開設する遠隔授業の科目・講座の準備

- ・ 1年目と同様に、実施する科目・講座を決定し、担当教員又は非常勤講師を決定する。

3年目

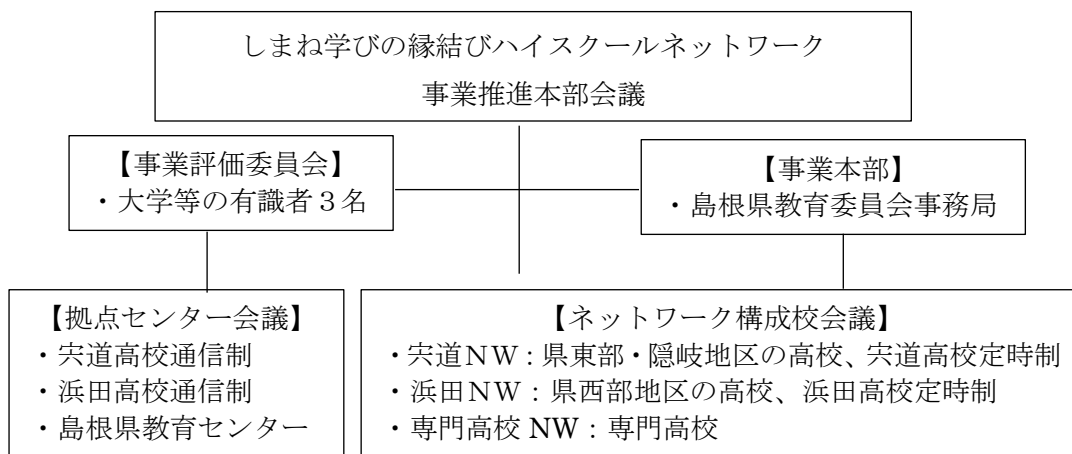
遠隔授業について、3年目に新規開設する科目・講座は、「数学Ⅲ」「数学C」「英語コミュニケーションⅢ」「情報Ⅱ」の4科目をはじめとした、習熟度別指導による遠隔授業の実施を想定している。

その他の取組については、通信教育を含め、2年目と同様に行う。

### 2.2. 実施体制

#### ① 管理機関

事業を遂行するに当たり、島根県教育庁内に次の図に示す実施体制を構築する。



## ○しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議

本事業の総括機関として、事業の企画・構想、事業計画、事業遂行における指導・管理、事業評価、事業の自立的継続を目指した改善等、事業全体の意思決定を行う。

## ○事業本部

島根県教育委員会事務局の関係各課で構成し、全体統括を教育連携推進課教育 DX 推進室が行う。その他、学校教育課高等学校教育推進スタッフ、島根県教育センター研究・情報スタッフ、学校教育課子ども安全支援室、学校企画課企画人事スタッフ、学校企画課県立学校改革推進室と連携し、次の研究部を設け、事業計画、運営、管理を行う。

- (1) 企画会（ネットワーク設計全般）
- (2) 遠隔授業研究部
- (3) 通信教育研究部
- (4) 多様な学習ニーズ研究部

## 【管理方法】

事業本部である教育委員会事務局において、次の役割分担で事業の遂行管理を行う。

- ・ 事業の全体統括（構想・企画、事業計画等）：教育連携推進課教育 DX 推進室
- ・ 事業の予算管理：教育連携推進課教育 DX 推進室
- ・ 教員又は非常勤講師配置等の教員人事管理：教育連携推進課教育 DX 推進室、学校企画課企画人事スタッフ
- ・ 通信教育の対象となる不登校生徒に関する相談窓口：学校教育課子ども安全支援室
- ・ 県立高等学校全体のネットワーク構築についての研究：学校企画課県立学校改革推進室

## ○拠点センター会議

事業開始当初に遠隔授業の配信拠点センターとなる島根県教育センター（メンバー：教育企画部長、事業担当者）、遠隔授業（令和7年度以降）及び通信教育の拠点センターとなる宍道高校通信制課程（メンバー：管理職、事業担当者）、通信教育の拠点センターとなる浜田高校通信制課程（メンバー：管理職、事業担当者）で構成し、遠隔授業の配信センターとしての拠点整備、技術面での研究、通信教育の仕組みづくりを中心に協議する。

## ○ネットワーク構成校会議

遠隔授業及び通信教育の構成校（メンバー：管理職、事業担当者、宍道ネットワークとして県東部・隠岐と宍道高校定時制、浜田ネットワークとして県西部地区と浜田高校定時制、専門高校ネットワークとしての専門高校）で構成し、遠隔授業の受信教室の整備、技術面での研究、通信教育の仕組みづくりを中心に協議する。

## しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク

### 事業推進本部会議

#### 【事業本部】

- ・ 島根県教育委員会事務局

#### 【拠点センター会議】

- ・ 宍道高校通信制
- ・ 浜田高校通信制
- ・ 島根県教育センター

#### 【ネットワーク構成校会議】

- ・ 宍道NW：県東部・隠岐地区の高校、宍道高校定時制
- ・ 浜田NW：県西部地区の高校、浜田高校定時制
- ・ 専門高校NW：専門高校

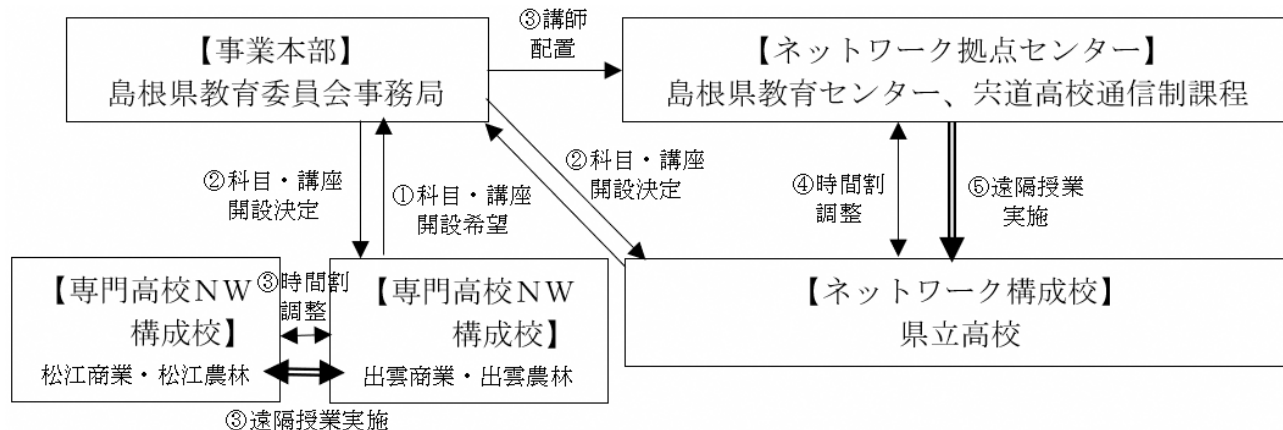
#### 【事業評価委員会】

- ・ 大学等の有識者3名

### ○事業評価委員会

本事業の外部評価機関として、事業全体の評価を行い、事業のPDCAを回すためのアドバイスを行う。  
メンバーは大学等の有識者3名（島根大学・島根県立大学）で構成する。

### ② 中心拠点及び構成校



### 拠点センターの体制

ネットワーク拠点センターでは次のような体制を整え、ネットワーク構成校との連絡・調整を行うこととする。

- (1) 事業本部（教育委員会事務局）
- (2) ネットワーク拠点センター長（宍道高校長が兼務）
- (3) 事業担当部長（宍道高校教頭が兼務）
- (4) 事業担当職員（会計年度任用職員）

(1)と(2)は、遠隔授業を行うに当たっての運営管理を行う。(1)は遠隔授業実施の責任者として全体調整を行い、(2)～(4)に対して具体的な指示や進捗管理を行う。(4)はネットワーク構成校の事業担当教員との連絡・調整、事業本部との連絡・調整、遠隔授業実施に当たっての受信校への連絡調整・支援を行う。

## 2.3. 取組概要

- 小規模高校の教科・科目充実のための科目・講座開設、習熟度別授業の実施  
学校・教員のリソースの不足により多様な科目を開設できない学校や習熟度別指導が十分にできない学校において、遠隔授業により科目・講座の開設を行う。
- 専門性の高い教員による授業配信  
地理歴史科、公民科、理科、情報科等科目ごとに高い専門性が求められる教科について、専門性の高い教員による授業配信を行う。また、経験豊富で指導力のある教員からOJTにより授業ノウハウを継承できるようにする。
- 病気療養中の生徒や不登校生徒に対する遠隔授業配信  
病気療養中の生徒に対する医療機関等への遠隔授業の取組を通して、将来的に病気療養中の生徒又は不登校生徒の自宅に授業配信することについての研究を進める。
- 受信側サポート職員  
受信校生徒の人数が8名以下の場合、サポート職員を配置しない巡回型を検証する。
- 課程・学科を超える補習・キャリア開発講座等の授業配信  
補習等の授業配信を通して、普通科高校における職業系専門教科のニーズ検証を行う。

4月	○遠隔授業の実施 島根県教育センターを配信拠点 配信科目：数学Ⅲ、生物、情報Ⅱ
5月	○しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議 → 事業評価委員会への全体計画説明 ○教科・科目充実に向けた未開設・未開講科目調査
6月	
7月	
8月	○オンライン夏期講座の実施 島根県教育センターを配信拠点 対象：受講を希望する県立学校在籍生徒 実施期間：8/4～8/8 実施教科：数学、古典
9月	
10月	
11月	○オンライン公開授業の実施 県立高校教職員を対象としたオンラインでの公開授業 授業後に事業評価委員による授業評価 公開科目：数学Ⅲ、生物、情報Ⅱ
12月	○オンライン合同発表会の実施 県外高校とのオンラインでの研究発表会 ○大分県視察
1月	○オンライン冬期講座の実施 遠隔授業受講生徒を対象としたオンラインでの補習講座 実施科目：生物

	実施期間： ○授業担当者による振り返りの会を実施
2月	○令和8年度に開講する科目・講座を担当する教員又は非常勤講師等の調整
3月	○しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議 → 事業評価委員会による年度末評価

### 2.3.1. 遠隔授業実施表

中心拠点	受信校	教科名	科目	教育課程 (※1)	開設 学年	遠隔授業実施 理由 (※2)	受信側の配置 体制(※3)	遠隔授業 実施回数/ 全授業回 数 (※4)
島根県教育 センター	県立島根中 央高校	数学	数学Ⅲ	内	3	教科科目充実型	受信校職員	96/111
島根県教育 センター	県立島根中 央高校	理科	生物	内	3	教科科目充実型	受信校職員	78/81
島根県教育 センター	県立矢上高 校	情報	情報Ⅱ	内	3	教科科目充実型	受信校職員	48/56
島根県教育 センター	県立隠岐島 前高校	情報	情報Ⅱ	内	3	教科科目充実型	受信校職員	43/47

※1 教育課程外で遠隔授業を行った場合、実施状況（夏期講座・補習等）を記入。

※2 学習機会保障型の場合、生徒が授業を受けた場所も記載。

※3 巡回型を実施した場合、受信側の配置体制欄にその旨も付記。

※4 教育課程外の取組の場合、総実施回数のみ記載。

## 2.4. 取組内容

### 1) 配信拠点整備

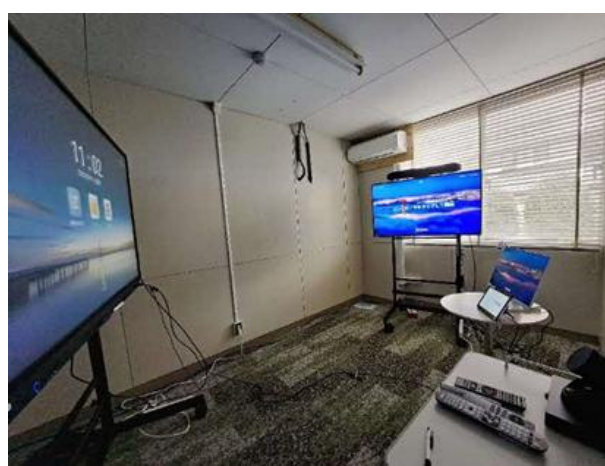
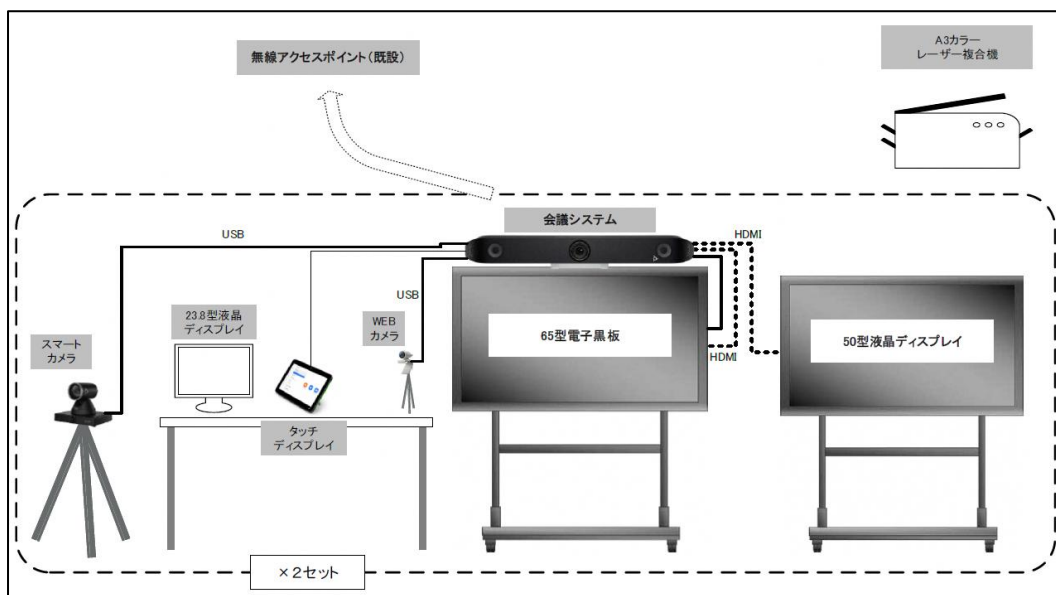
#### (1) 遠隔授業配信設備

島根県教育センター情報棟に2か所整備

- ・カメラ・音声分野でのAI機能等による最適化
- ・非常勤講師等の機器に不慣れな教員でも対応可能な機器構成

※島根県教育センターでは令和7年度配信を行い、令和8年度以降は宍道高校に配信拠点を移す。

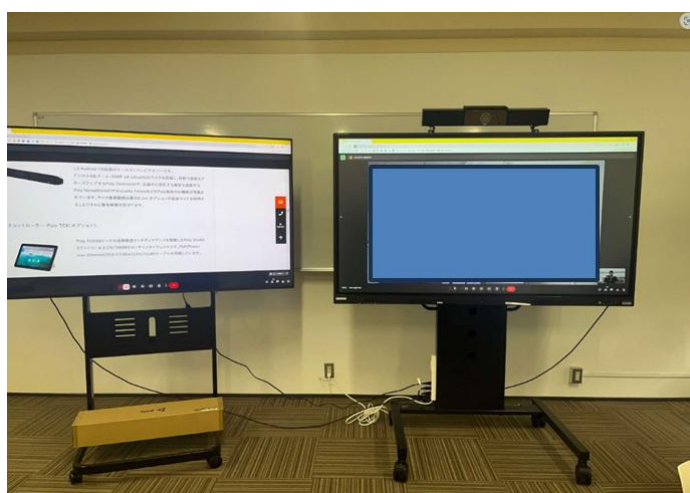
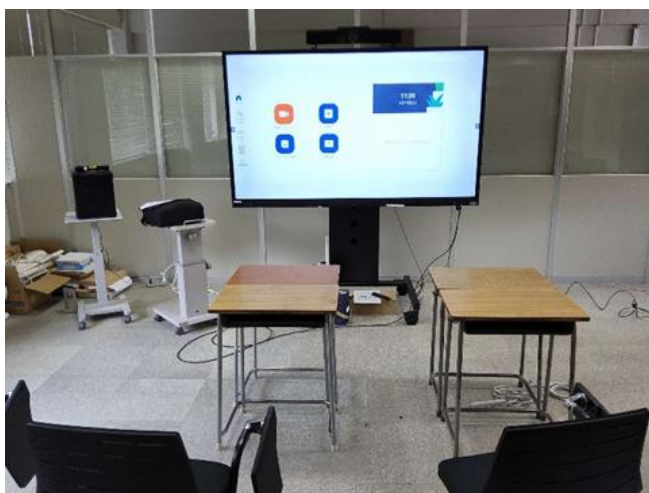
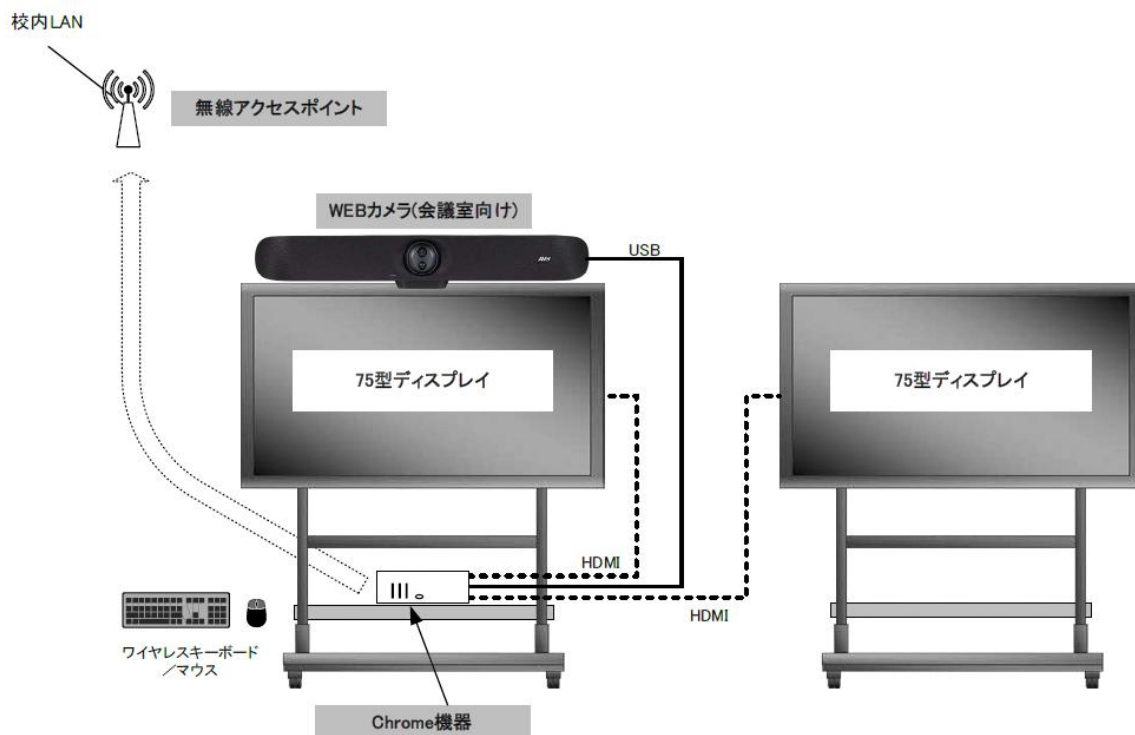
配信拠点機器構成図



## (2) 遠隔授業受信設備整備

大型モニタ、マイクカメラ設備等

受信拠点機器構成図



## 2) 体制の整備

- 遠隔授業の全体管理（遠隔授業の企画・実施）を行うために、管理職の配置を行った。  
令和7年度から宍道高校に遠隔授業・通信教育に関する業務を行うために新たに管理職（教頭職）を配置した。
- 遠隔授業全般のサポート業務（機器操作、トラブル対応、配信拠点 - 受信校間の連絡調整等）を行うため、会計年度職員の配置を行った。

## 3) 各校へのアンケート実施

- 調査目的：  
各県立学校における教育課程の現状を把握し、未開講・未開設科目の有無を確認することで、今後の事業展開の参考とする。

### 調査内容

#### (1) 遠隔授業の実施状況

実施教科・科目、実施時間・期間、運用体制

#### (2) 未開講科目

教育課程で設定している科目のうち、現在未開講となっている科目とその理由

#### (3) 未開設科目

開設の希望はあるが何らかの事情で開設できていない科目とその理由

### 調査結果

#### (1) 遠隔授業の実施状況

※ この項目に回答のあった学校は 40 校（通信制課程・定時制課程・分校を含む）

実施校数：15 校

実施期間：実施しているほとんどの学校で、対象生徒が長期欠席している期間（不登校、病気療養等による入院）

運用体制：実施しているほとんどの学校で、授業時数と認め単位を認定している。

#### (2) 未開講科目

教育課程で設定している科目のうち、現在未開講となっている科目とその理由

※ この項目に回答のあった学校は 37 校（通信制課程・定時制課程・分校を含む）

未開講の理由	科目数
選択者がいなかったため	213
教員の不足	54
指導できる教員がないため	12
他の科目を選択させたため	11
その他	4
総計	294

(3) 未開設科目

開設の希望はあるが何らかの事情で開設できていない科目とその理由

※ この項目に回答のあった学校は3校（通信制課程・定時制課程・分校を含む）

未開設の理由	科目数
指導できる教員がないため	5
教育課程表に入れる余裕がないため	1

4) オンライン夏期・冬期講座

夏期講座

目的: 大学入学共通テスト対策の基礎学力向上を目指し、夏季休業中にオンライン集中講座を提供。

内容: 「数学①」「数学②」「国語(古文分野)」の初級レベル講座を計5日間開催し、県内の高校生が自宅等から参加。

島教連第170号  
令和7年7月15日

県立高等学校校長 様

教育連携推進課長

しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業  
オンライン夏期講座の周知について(依頼)

このたび、島根県教育委員会では、しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業(文部科学省採択事業「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」)において遠隔による授業配信の研究を行っています。その研究の一環として、「しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業 オンライン夏期講座」を開催します。

つきましては、下記の点についてご協力をお願いします。

- 1 生徒への周知と積極的な声掛け  
本講座の意義や参加メリットについて説明し、参加希望者が多く集まるようチラシの配布、講座についての説明等をお願いします。
- 2 資料の事前印刷と配布  
各講座で配布するプリント等が必要となる場合は、各学校で印刷・準備をお願いします。
- 3 その他  
参加申込は生徒の個人申込ですが、学校として次のことについてご配慮をお願いします。  
・講座はオンラインでの双方向通信形式で実施しますので、原則、各校で部屋を準備し、複数で視聴できる環境を整えてください。  
・部屋の都合等により集団での受講が難しい場合は、各自自宅等からの参加も可能です。

添付資料

- ・要項
- ・生徒配布用チラシデータ(各校でGoogle Classroom等により生徒に共有してください)

<担当>  
島根県教育庁教育連携推進課 教育DX推進室  
指導主事 堤 裕亮  
TEL (0852) 22-6165  
E-mail tsutsumi-hiroaki@edu.pref.shimane.jp

しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業  
共通テスト対策  
オンライン夏期講座

夏休み期間中に共通テスト対策の集中講座をオンラインで開催!自宅からでも参加でき、基本からしっかり学べる初級レベルの講座です。ぜひ積極的に活用してください。  
※全5回異なる内容です。各回単独でお申し込みいただけます。  
※講座はオンラインでの双方向通信形式で実施します。

共通テスト対策その1  
「数学①」初級レベル  
8/4(月) 9:00-10:50  
宍道高校 福岡新 教諭

共通テスト対策その2  
「数学①」初級レベル  
8/5(火) 9:00-10:50  
宍道高校 福岡新 教諭

共通テスト対策その3  
「数学②」初級レベル  
8/6(水) 9:00-10:50  
宍道高校 土江庄二 教諭

共通テスト対策  
「国語(古文分野)」  
初級レベル  
8/8(金) 9:00-10:50  
宍道高校 田中伸洋 教諭

共通テスト対策その4  
「数学②」初級レベル  
8/7(木) 9:00-10:50  
宍道高校 築道智美 教頭

【問い合わせ先】  
島根県教育庁教育連携推進課  
教育DX推進室 堤  
TEL 0852-22-6165

文部科学省  
「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」  
しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク

しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業では遠隔授業、通信教育を活用したよりよい学びを研究しています。

こちらの二次元コード  
または下記URLから  
<https://forms.gle/3Mp4vhUwDV6tzNdZ5>  
申込み  
締切 7/30(水)




## 5) オンライン公開授業

目的: 事業の成果と課題を共有し、本県の遠隔授業の取り組みを広く周知することで、来年度以降の各高校での実施に向けた検討材料とする。

内容: 複数の常設遠隔授業科目（数学Ⅲ、生物、情報Ⅱ）の実際の授業を公開し、専門家による指導助言を実施。

### 情報Ⅱ オンライン発表会実施要項 (12/1 更新版)

- 1 目的: 相互評価を通じた学習の深化及び発表・質疑応答の実践
- 2 日時: 12月5日(金) 午前10時55分から午前11時35分
- 3 形式: オンライン (Zoom)
 

参加 URL :  
<https://zoom.us/j/98899211607?pwd=M08yP5XGF16wV1hLkBsmwUXwVUjXc.1>  
 ミーティング ID : 988 9921 1607  
 パスワード : 150332
- 4 流れ: (1) 開会・説明 (2分)  
 (2) 喜界高校生発表 (15分)  
 (3) 矢上高校生からの質疑・コメント (15分)  
 (4) アンケート記入 (5分)  
 (5) 講評 (3分)  
 (6) 閉会
- 5 評価方法: 簡易ルーブリック
  - ・内容の明確さ
  - ・根拠
  - ・表現
  - ・時間管理
  - ・質疑対応 等を Google フォームで回収し、集約結果を双方へ共有
 評価フォーム  
 URL : <https://forms.gle/2voacYCD8iWjir9ba>  
 QR: 
- 6 留意事項: 撮影可否・公開範囲・生徒氏名の扱い等は各校規定に従う
- 7 役割分担
  - ・進行:
  - ・タイムキーパー:
  - ・資料作成:
  - ・講評:



## 6) オンライン合同発表会

目的:「情報Ⅱ」を履修する高校3年生が、研究発表を通じて学習を深化させ、発表・質疑応答能力を養う場を提供。

内容:喜界高校の高校3年生が学習成果を発表し、矢上高校の高校3年生が質疑を行う。質疑応答の後、講評を実施。

評価:簡易ループバックと Google フォームを用いた評価方法により、発表の多角的な評価を行った。



## 2.5. 考察

### 2.5.1. 成果と課題

#### 1) 成果

##### (1) 学習機会の拡大と質的向上

##### ・科目選択の多様化と常設授業の提供:

従来、教員不足や地域的な制約により開講が困難であった専門性の高い科目や、高校3年生の選択科目について、遠隔授業として提供することで、生徒の学習選択肢を拡大した。

島根県教育センターの仮設配信拠点から、県内3高校(矢上高校、隠岐島前高校、島根中央高校)に向けて計4科目の常設授業を配信したことは、遠隔教育による学習機会保障の具体的な進展を示す。島根県立矢上高等学校には「情報Ⅱ」(3年、2単位)を配信し、26名の生徒が受講。島根県立隠岐島前高等学校には「情報Ⅱ」(3年、2単位)を配信し、6名の生徒が受講。島根県立島根中央高等学校には「数学Ⅲ」(3年、4単位)と「生物」(3年、3単位)を配信し、それぞれ2名の生徒が受講した。

これにより、生徒は自身の進路希望や興味・関心に基づいた科目選択が可能となり、学習意欲の向上に繋がった。

##### ・少人数指導による学習効果の深化

遠隔授業が少人数で行われたことで、教員は生徒一人ひとりの学習進捗や理解度を詳細に把握することができた。画面越しでも生徒の表情や反応を細かく観察し、適宜質問を投げかけることで、対面授業以上にきめ細やかな指導を実現。生徒からも「心理的安全性が確立した中で授業に臨めた」「先生との距離を近く感じた」といった肯定的な意見が寄せられた。

- ・個別最適な学びの実現

教員は、生徒の理解度に合わせてスライドを個別に配布したり、演習問題に応じた「一問一答」問題を開発・活用したりするなど、生徒のペースに合わせた学習支援を行った。

これにより、生徒は自分の苦手分野を重点的に復習したり、理解を深めたい部分を繰り返し学習したりすることが可能となり、個別最適な学びが促進された。

- ・具体的な学習成果の創出と集中講座の提供

冬季休業中の Google Meet を活用した自宅演習の実施や、共通テストで良い結果が出た生徒がいたことなど、遠隔授業が具体的な学力向上に貢献した事例も報告された。

また、夏季休業期間中には「オンライン夏期講座」（令和 7 年 8 月 4 日～8 日実施）を県内の高校生向けに開催。大学入学共通テスト対策として「数学（初級レベル）」計 4 回と「国語（古文分野）」1 回の集中講座を提供し、教育課程外の学習機会を保障した。

- ・学習成果発表の機会提供

情報 II オンライン発表会（令和 7 年 12 月 5 日実施）をオンライン形式で開催。高校 3 年生が「情報 II」の学習成果を整理・発表し、質疑応答を通じて論理的思考力や表現力を高める貴重な機会を得た。

本発表会では、簡易ループリックと Google フォームを用いた評価方法により、発表の多角的な評価を実施した。

## (2) 教員のスキルアップと新たなノウハウ蓄積

- ・教材開発能力の向上

遠隔授業用の教材（特に視覚的な要素を重視したスライド）を新たに作成する過程で、教員自身の教材開発能力が向上し、質の高い教材ストックが蓄積された。

また、Notebook LM のような新たなデジタルツールを活用した演習問題の作成は、教員の ICT 活用スキルを飛躍的に向上させた。

- ・オンライン指導技術の確立

対面とは異なるオンライン環境での授業において、生徒の集中力を維持するための授業デザイン（VR、ロボット、QR コード、3 次元アートなどの小道具やコンテンツの活用）や、チャット・画面共有機能の効果的な使用方法など、実践的な指導ノウハウが確立された。

これは、教員にとって新たな教育手法を習得する貴重な経験となった。

- ・授業振り返りを通じた継続的改善

授業担当者による定期的な振り返り会議では、成功事例や工夫点を共有し、課題解決に向けた具体的な改善策を議論した。このプロセスを通じて、教員は自身の指導法を客観的に評価し、継続的に改善していく PDCA サイクルを回すことができた。

## (3) 事業環境の整備と連携体制の強化

- ・教育環境の整備

未開設科目のアンケート調査を実施し、各校の現状とニーズを把握したことで、今後の遠隔授業の展開に向けた基礎情報を得ることができた。

また、令和 7 年度における配信仮拠点（島根県教育センター）での運用実績を積むとともに、令和 8 年

度以降の新たな拠点（宍道高校）の設計・移設を進めたことで、将来にわたる持続的な遠隔教育環境の整備に着手した。

#### ・学校間・地域間連携の促進

第1回遠隔授業公開授業（令和7年11月4日実施）をオンライン形式で開催。複数の常設遠隔授業科目を公開し、外部の専門家による指導助言を得ることで、本事業の透明性を高め、県内の他高校や教育関係者に対し、遠隔教育の具体的なイメージを伝え、今後の導入や連携に向けた検討材料を提供した。

さらに、他県（鹿児島県喜界高校）とのオンラインでの情報共有や、異なる環境にある県内高校の生徒・教員同士が交流する機会が創出され、遠隔授業ならではの広域連携が実現した。

#### ・事業運営体制の確立

遠隔授業の企画・実施を円滑に進めるため、管理職を配置し、事業全体の管理体制を整備した。これにより、各取組が組織的に推進され、事業の安定的な運営に貢献した。

## 2) 課題

### (1) 生徒に関する情報把握とコミュニケーション

#### 課題

授業配信者側から生徒の学校生活、模試結果、進路希望、部活動、私生活といった個人に関する情報が不足しており、生徒との深い信頼関係構築や学習状況に応じたきめ細やかな声かけが困難であった。（個人情報共有にはプライバシーへの配慮を要する）

また、授業外での生徒との直接的なコミュニケーション（メール等）が安全性の観点から難しく、情報伝達や関係構築の障壁となった。

#### 改善策

##### 受信校との情報連携強化

定期的な合同面談機会の設定、生徒の状況（学習進捗、関心事など）に関する報告会の実施など、受信校の担任や担当教員との密な情報共有チャネルを確立する。

##### 個別対応の仕組み

生徒からの質問や相談に対応できる専用の連絡手段（閲覧者が限定される Google Classroom や教職員しかアクセスできない共有フォルダ等、安全なプラットフォームの利用）を検討し、個別指導やフィードバックを円滑にする。

### (2) 受信校との連携体制

#### 課題

受信校の担当教員との連携が十分でなく、授業内容の事前共有や授業中の役割分担が不明瞭なケースがあった。「みんなでスクラムを組む」という一体感が不足し、授業配信者が受信校の協力体制を測りかねる場面が見られた。

## 改善策

役割分担の明確化: 授業開始前に、配信側と受信校側の役割（授業内容の事前確認、生徒のサポート、トラブル対応など）を明確にし、合意形成を図る。

定期的・能動的な連携: 受信校への早期訪問や対面での意見交換の機会を増やし、相互理解と信頼関係の構築を促進する。受信校側からの情報提供だけでなく、配信側からも積極的に情報を取りに行く姿勢を強化する。

### (3) 授業配信者の確保と事業推進体制

#### 課題

##### 人材確保の困難性

遠隔授業を担当できる教員や専門性の高い人材の確保が非常に困難であり、授業配信者の決定が遅れることで、受信校の確定にも影響が出た。

##### ニーズと人材のマッチング不足

学校からの多様なニーズ（科目、レベルなど）に応じた授業配信者を確保することが難しく、大学院生による配信も検討されたが実現には至らなかった。

##### ルール・規定の未整備

遠隔授業の希望申請、実施決定、配信者選定、トラブル対応などに関する明確なルールや規定が不足しており、属人的な判断に頼らざるを得ない状況にある。

##### 関係者間の連絡調整

受信校、授業配信担当者、事業担当課間の連絡がスムーズに行われず、授業内容の変更や機材トラブル発生時などに、全体への情報伝達や次の対応決定に時間を要した。

## 改善策

##### 協力人材の拡大と育成

現職教員、退職教員、大学教員、企業人材など、多様なバックグラウンドを持つ人材を授業配信者として確保するための公募や育成プログラムを検討する。

##### 明確なガイドラインの策定

遠隔授業の申請から実施、評価に至るまでの詳細なフローと基準を定めたガイドラインや規定を策定し、全ての関係者が共有・遵守する。

##### 統合的な連絡調整体制

定期的な合同会議の開催、共通のオンライン連絡ツールの導入、緊急時連絡フローの明確化と周知徹底により、関係者間の情報共有と意思決定の迅速化を図る。

### (4) 授業デザインとオンライン特性への対応

#### 課題

オンライン授業の特性上、生徒の集中力維持が難しく、単調な授業になりがちであった。また、テスト結果などの情報伝達における情報漏洩のリスク管理も課題であった。

## 改善策

生徒が主体的に参加できる授業設計の工夫

VR、ロボット、QRコード、3次元アートなど、生徒の興味・関心を引き出すコンテンツやICTツールを積極的に活用し、受け身ではない、能動的な学習を促す。チャット機能や画面共有機能を活用した双方向コミュニケーションを強化することで、オンライン上でも生徒が活発に発言・参加できる環境を整える。

#### 個人情報や機密情報を守るための管理体制の強化

生徒の成績情報や個人が特定できる情報、テスト結果などの機密性の高い情報を、安全に共有・管理するための情報セキュリティ対策を強化する。具体的には、アクセス権限の厳格化、通信の暗号化、情報共有プラットフォームの選定基準の見直しなどを進める。

## 2.5.2. 今後の方策

令和7年度の「しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク」事業における遠隔授業の取り組みは、夏季集中講座、学習成果発表会、公開授業、常設授業といった多様な形態で実施され、生徒への学習機会の充実、教員のスキルアップ、他校との連携促進といった具体的な成果が得られた。

特に、オンラインでの双方向性を取り入れた指導や、教材開発における工夫は、遠隔教育の可能性を広げた。

一方で、生徒情報の共有不足、受信校との連携不足、そして事業担当課としての配信者確保やルール整備といった運用上の課題も明らかになった。これらの課題解決は、本事業の持続的発展と質の高い教育提供に不可欠である。

今後は、これらの成果をさらに伸ばさせ、課題を克服するために、以下の方向性で事業を推進していく。

### (1) 遠隔授業の継続的な拡充と質の向上

- ・県内に点在する中山間・離島の高等学校や小規模の高等学校において、専門の教員が配置できない教科科目や生徒が少人数であるため開講できない選択科目、習熟度別の授業を実施するために、遠隔授業配信センター（仮称）などの体制を整備する。

### (2) 持続可能な実施体制の確立

#### ・授業配信者の安定的な確保

遠隔授業配信センター（仮称）などの体制を整備し、授業配信者を安定的に配置するまでの間は、外部講師（退職教員、大学関係者、民間企業人材等）との連携を強化し、授業配信者を確保する。

授業配信者が安心して取り組めるよう、サポート体制（技術サポート、事務サポート）を充実させる。

#### ・明確なルールと規程の整備

遠隔授業の希望申請、実施決定、配信者選定、変更時の対応など、事業運営に関わる一連のプロセスを明確化したガイドラインや規程を策定し、全ての関係者で共有・徹底する。

個人情報の取り扱いを含む情報セキュリティポリシーを策定し、安全な情報共有・管理体制を確立する。

#### ・関係機関との連携強化

配信校、受信校、事業担当課間での定期的な情報共有会議や意見交換会を設け、密なコミュニケーションを図る。

緊急時の連絡体制や対応フローを明確化し、迅速な意思決定と問題解決を可能にする。

### (3) 成果の普及と横展開

- ・効果事例の積極的な発信

本事業で得られた成果や効果的な実践事例を、各種会議、研修会、ウェブサイト等を通じて県内外に広く発信する。

- ・連携モデルの確立

他県との交流で得られた知見や、県内のモデル校での実践成果を基に、他地域や他校が遠隔教育を導入する際の参考となる連携モデルを確立し、普及を促進する。

- ・評価と改善の循環

事業評価委員会による定期的な評価に基づき、事業の改善と発展を図り、常に質の高い遠隔教育を提供できるよう努める。

### 3. 通信教育の実施やその運営体制に関する取組

#### 3.1. 調査計画

##### 1年目（令和6年度）

① 不登校生徒に対する通信教育についての周知

- ・令和6年2月13日付文科初第2030号及び令和6年3月14日付教指第1302号「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」の実現を目指し、通信教育の仕組みについて、校長会等を通じて全県立高校に周知を行う。

② 事業担当職員（会計年度任用職員）の任用

- ・事業担当職員（会計年度任用職員）の募集を行い、選考の上で任用する。

③ 通信教育による不登校生徒等への学習支援制度の構築

- ・学校間ネットワークを利用した通信教育の制度化
- ・希望する学校から利用希望申請の受付開始（令和6年10月から）

##### 2年目（令和7年度）

① 通信教育による不登校生徒等への学習支援制度の実施と検証

- ・1年目と同様な手続きを行いながら、4月当初から通年を通しての取組として実施する。（3年目も同様）

② ケースモデルの抽出

- ・不登校支援における通信教育の活用事例をもとに、県内に展開可能なモデルを構築することを目指す。

##### 3年目（令和8年度）

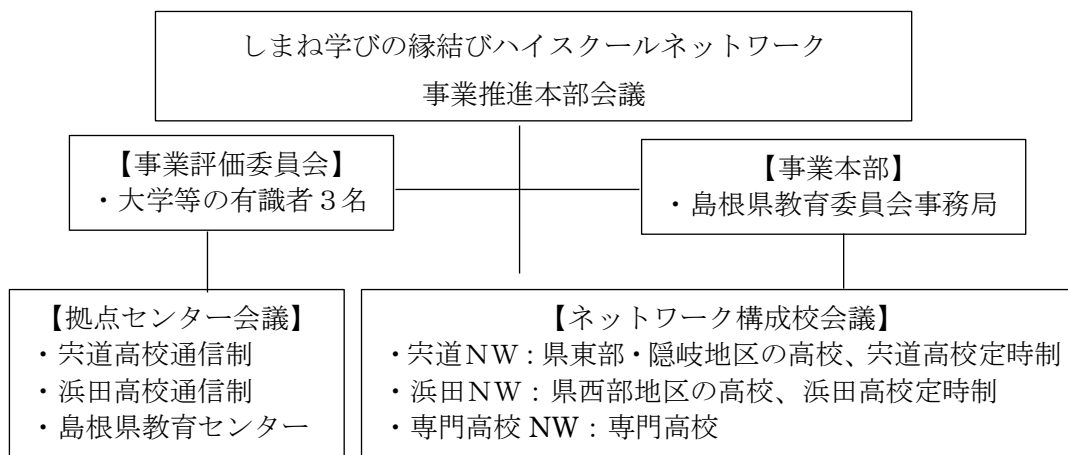
① 2年目の実施と検証を踏まえて、通信教育制度の整備と推進を図る。

② オンデマンド教材の研究と作成

## 3.2. 実施体制

### ① 管理機関

事業を遂行するに当たり、島根県教育庁内に次の図に示す実施体制を構築する。



#### ○ しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議

本事業の総括機関として、事業の企画・構想、事業計画、事業遂行における指導・管理、事業評価、事業の自立的継続を目指した改善等、事業全体の意思決定を行う。

#### ○ 事業本部

島根県教育委員会事務局の関係各課で構成し、全体統括を教育連携推進課教育 DX 推進室が行う。その他、学校教育課高等学校教育推進スタッフ、島根県教育センター研究・情報スタッフ、学校教育課子ども安全支援室、学校企画課企画人事スタッフ、学校企画課県立学校改革推進室と連携し、次の研究部を設け、事業計画、運営、管理を行う。

- (1)企画会（ネットワーク設計全般）
- (2)遠隔授業研究部
- (3)通信教育研究部
- (4)多様な学習ニーズ研究部

#### 【管理方法】

事業本部である教育委員会事務局において、次の役割分担で事業の遂行管理を行う。

- ・事業の全体統括（構想・企画、事業計画等）：教育連携推進課教育 DX 推進室
- ・事業の予算管理：教育連携推進課教育 DX 推進室
- ・教員又は非常勤講師配置等の教員人事管理：教育連携推進課教育 DX 推進室、学校企画課企画人事スタッフ
- ・通信教育の対象となる不登校生徒に関する相談窓口：学校教育課子ども安全支援室
- ・県立高等学校全体のネットワーク構築についての研究：学校企画課県立学校改革推進室

#### ○ 拠点センター会議

事業開始当初に遠隔授業の配信拠点センターとなる島根県教育センター（メンバー：教育企画部長、事業担当者）、遠隔授業（令和7年度以降）及び通信教育の拠点センターとなる宍道高校通信制課程（メンバー：管理職、事業担当者）、通信教育の拠点センターとなる浜田高校通信制課程（メンバー：管理職、事業担当者）で構成し、遠隔授業の配信センターとしての拠点整備、技術面での研究、通信教育の仕組みづくりを中心に協議する。

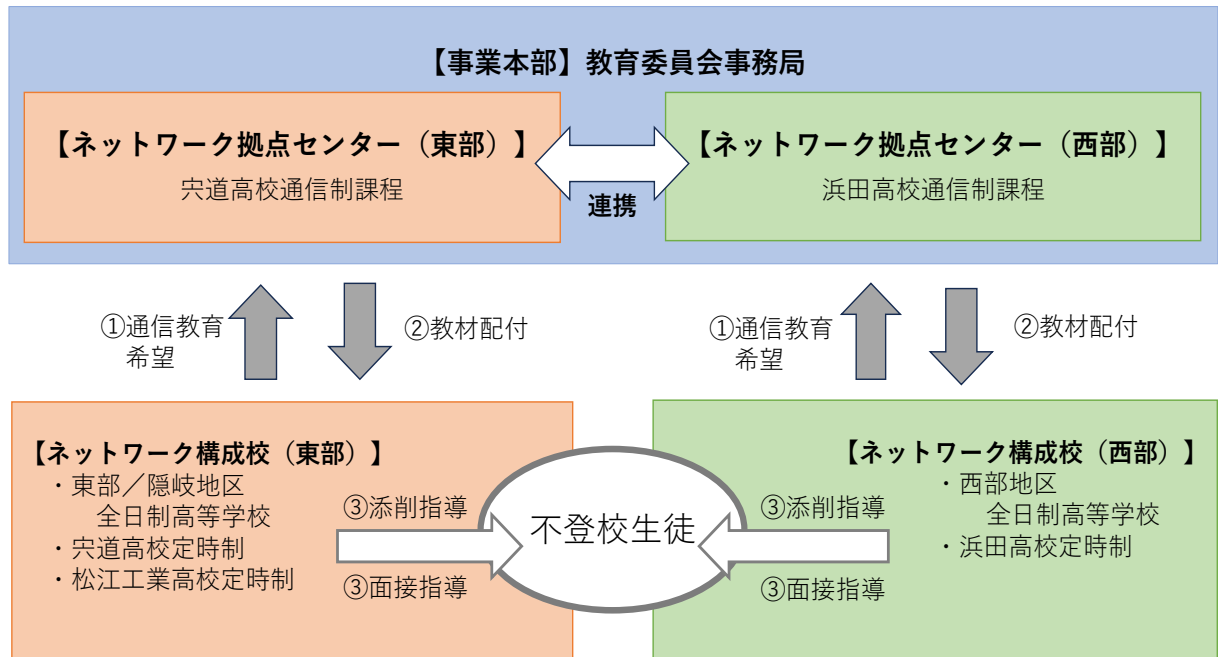
○ ネットワーク構成校会議

遠隔授業及び通信教育の構成校（メンバー：管理職、事業担当者、宍道ネットワークとして県東部・隠岐と宍道高校定時制、浜田ネットワークとして県西部地区と浜田高校定時制、専門高校ネットワークとしての専門高校）で構成し、遠隔授業の受信教室の整備、技術面での研究、通信教育の仕組みづくりを中心に協議する。

○ 事業評価委員会

本事業の外部評価機関として、事業全体の評価を行い、事業のPDCAを回すためのアドバイスを行う。メンバーは大学等の有識者3名（島根大学・島根県立大学）で構成する。

② 中心拠点及び構成校



③ 通信教育による不登校生徒等への学習支援制度

○ ネットワーク拠点センター

- ・宍道高校通信制課程及び浜田高校通信制課程をネットワーク拠点センター（東部地区・西部地区）とする。
- ・宍道高校校長及び浜田高校校長がネットワーク拠点センター長（東部地区・西部地区）を兼務する。
- ・宍道高校教頭（1名）及び浜田高校副校長（1名）がネットワーク拠点センター担当部長（東部地区・西部地区）を兼務する。

○ ネットワーク構成校

- ・県内全ての県立高等学校を東部・隠岐地区及び西部地区に分けて、それぞれ東西部両地区のネットワーク構成校とする。
- ・ネットワーク構成校には、それぞれ担当教員を1名おく。

○ 事業本部

- ・島根県教育庁学校教育課高等学校教育推進スタッフに事業本部をおく。
- ・事業本部に事業担当職員1名（会計年度任用職員）をおき、ネットワーク構成校からの通信教育利用申請の受付、ネットワーク構成校への教材配信、その他ネットワーク拠点センター・構成校双方の担当職員との連絡・調整を行う。

### 3.3. 取組概要

① 「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の構築（教育課程内）

本事業において、ネットワーク構成校（全ての県立高校）に在籍する不登校生徒を対象に、次の手順で通信教育による科目履修を可能とするシステムを構築する。

- (1) ネットワーク構成校における通信教育の対象となる不登校生徒の認定
- (2) 希望するネットワーク構成校から事業本部へ通信教育希望申請
- (3) 事業本部からネットワーク構成校へ添削課題等の参考教材の送付
- (4) 不登校生徒への添削課題等の教材の配付、当該生徒に対する添削指導の実施
- (5) 不登校生徒に対する面接指導の実施
- (6) 不登校生徒の履修・単位修得の認定

② 不登校生徒及び病気療養中の生徒を対象とした遠隔授業及び通信教育の研究（教育課程内）

病気療養中の生徒に対しては遠隔授業による対応を基本とする。医師等の指導や本人の治療の状況により通信教育による対応が適切と判断される場合は、上記①の流れにより、ネットワーク拠点センターを利用した通信教育を実施することができるものとする。

③ 「高2留学（地域みらい留学 365）」をはじめ県内高校への学校間連携による国内留学生を対象とした通信教育制度の研究

県内高校への短期間の国内留学を行っている生徒が、原籍校との教育課程の違いから必履修科目を履修できない場合等について、ネットワーク拠点センターを利用した通信教育の履修を留学先の高校で単位認定できる仕組みづくりについて、本事業において研究を進める。

【令和7年度の取組概要】

4月	○「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の実施、希望申請受付 ○「しまね高2留学（地域高2留学）制度を利用して県立高等学校に単年留学する生徒の通信制高等学校での科目履修について（通知）」運用開始
5月	○令和6年度遠隔授業・通信教育実施状況及び教務規程等の見直しに関する調査 調査対象：県立高等学校 調査方法：調査項目への記述回答、電話や訪問による聞き取り 調査項目：1 令和6年度 遠隔授業・通信教育の実施状況 ・対象生徒数、実施教科・科目、実施時間・期間、運用体制 等 2 遠隔授業・通信教育にかかる教務規程（内規含む）の見直しの状況、内容
6月	○しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議 → 事業評価委員会への全体計画説明
7月	
8月	○遠隔授業・通信教育推進に関する協議 ・参加者：事業本部（教育連携推進課教育DX推進室、学校教育課高等学校教育推進スタッフ）、文部科学省事業担当者、カタリバ事業担当者
9月	
10月	○令和6年度通信教育実施校に対する聞き取り 聞き取りの対象：県内高等学校2校 ○各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 管理機関担当者対象分科会 ・島根県における通信教育実施事例の共有、意見交換
11月	

12月	
1月	
2月	
3月	○「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の整備 ・ネットワーク拠点センター参考資料の教育情報 Web「EIOS」への公開 ○しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業推進本部会議 → 事業評価委員会による年度末評価

### 3.3.1. 通信教育実施表

中心拠点 (※1)	受信校	実施内容	教育課程 (※2)	対象生徒	開設学年	通信教育実施理由	実施場所	通信教育実施回数/全授業回数
	出雲工業高校 (自校)	文学国語など 11 科目	内・外(補習)	不登校生徒	3	学習機会保障	自宅、教室	116 時間
	津和野高校 (自校)	国語(論理国語、文学国語、古典探究) 地歴公民(世界史探究、倫理) 数学(数学演習3、数学B) 理科(理科演習)、体育、英語(英語コミュニケーションⅢ、スタンダードイングリッシュ)、情報(情報演習) 総合的な探究の時間	内・外(補習)	不登校生徒	3	学習機会保障	自宅、教室	98 時間

※1 自校で通信教育を実施した場合、中心拠点欄を空欄とし、受信校欄に実施校を記載。その際、括弧で(自校)と付記。

※2 教育課程外で通信教育を行った場合、実施状況(夏期講座・補習等)を記入。

### 3.4. 取組内容

#### (1)「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の実施

[制度利用の流れ]

##### ① ネットワーク構成校からの通信教育利用申請

- ・ネットワーク構成校は、各学校に設置されている不登校認定委員会等において、当該校に在籍する不登校生徒等について、学びの保障としての通信教育の必要性を十分審議する。その際に、当該生徒及び保護者に対し、意思を確認するとともに、スクールカウンセラーや医師等外部専門家の意見等があれば、それを参考にする。

[通信教育による対応とする判断を行うに当たっての観点]

- ア 学習意欲はありながら、何らかの要因により、やむを得ず登校しない、あるいはしたくてもできない状況であるか。

イ 在学期間中に不登校状態による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようになることが見込まれるか。

ウ 補講、遠隔授業又はその他の指導によっては対応に困難な状況があり、通信教育による学びの保障が有効であると考えられるか。

- ・ネットワーク構成校は、通信教育を必要とする科目と当面必要とする期間について把握する。その際、当該生徒のそれまでの学習状況を考慮し、ネットワーク拠点センターの添削課題等を利用することと、自校で添削課題等を準備することのどちらが有効か検討する。
- ・ネットワーク構成校は、当面必要とする期間内に行う添削課題等の教材の分量（必要とする単元）について検討した上で、担当教員は申請書を事業本部に提出する。添削課題等の実施状況やその後の登校の見込み等を勘案しながら、追加の添削課題等については、必要に応じてその都度申請する。
- ・事業本部は、申請のあったネットワーク構成校の担当教員に連絡し、適当な添削課題等について調整する。

## ② 教材配付

- ・事業本部は、ネットワーク拠点センターと連携しながら、申請のあった添削課題等を準備し、ネットワーク構成校の担当教員に添削課題等のデータを送信する。
- ・ネットワーク構成校の担当教員は、添削指導を担当する教科担任と連携し、送信された添削課題等のデータを活用し、当該生徒に必要な添削課題等を準備する。

## ③ 添削指導・面接指導の実施

- ・ネットワーク構成校の添削指導を担当する教科担任は、当該生徒に添削課題等を配付した上で、添削指導を行う。合わせて、通信教育を行う期間内に必要な時間数の面接指導（スクーリング）を行う。当該生徒の状況等から、自校における面接指導が困難であると判断される場合には、担当教員を通して事業本部とも相談の上、メディアを利用したオンデマンド教材の活用による代替等、その他の手段を講じる。
- ・ネットワーク構成校は、添削指導の状況や面接指導の出席状況などを踏まえ、学習評価を行う。

## ④ 履修・単位修得の認定

- ・ネットワーク構成校は、当該生徒の添削課題等の学習状況や面接指導の実施状況を踏まえ、出席扱いとする時数の計算を行った上で、その状況が満足できると判断される場合は該当科目の履修と単位修得の認定を行う。

## (2) 「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の整備

- ・ネットワーク拠点センター参考資料の Web 公開  
参照先：しまねの教育情報 Web 「EIOS」（県立高校を対象とした限定公開）  
公開資料：実施要項、申請書様式、使用教科書、シラバス等

## (3) ケースモデルの抽出

- ・不登校支援における通信教育の活用事例をもとに、県内に展開可能なモデルを構築することを目指す。
- ・令和 6 年度遠隔授業・通信教育実施状況、教務規程等の見直しに関する調査  
調査対象：県立高等学校  
調査内容：1 令和 6 年度 遠隔授業・通信教育の実施状況  
・対象生徒数、実施教科・科目、実施時間・期間、運用体制 等  
2 遠隔授業・通信教育にかかる教務規程（内規含む）の見直しの状況、内容

## (4) 不登校生徒及び病気療養中の生徒を対象とした遠隔授業及び通信教育の研究

- ・上記(3)の調査により、不登校生徒及び病気療養中の生徒を対象とした学習支援の実施状況や課題についても把握し、遠隔授業及び通信教育を接続した持続可能な学習支援の在り方について研究する。

### 3.5. 考察

#### 3.5.1. 成果と課題

##### 1) 成果

##### ① 通信教育による不登校生徒等への学習支援の理解の促進〔表1〕

- ・ ネットワーク拠点センターが作成した添削課題等の具体的な活用はなかったが、本制度の周知や一斉調査の実施を通じて、不登校生徒等への学習支援について、一定の理解を促すことができた。
- ・ 調査では、通信教育に係る教務規程等の見直しについて、約45パーセントの学校が、「令和6年度中に見直して運用している」、または「今後見直す方向で検討している」と回答している。これらの学校は、実施にあたり、まず教務規程等を改正し、単位認定の基準や運用方法を定めた上で、学習保障の一形態として通信教育を位置付けていることが分かった。

##### ② 通信教育実施のモデルケースの抽出〔表2〕

- ・ 自校で作成した添削課題等で通信教育を実施した構成校2校に対して、電話や訪問による聞き取りを行い、実施に関する資料を提供してもらうことで、運用の具体的な流れを把握することができた。
- ・ 令和7年度に新たに通信教育の実施を検討している学校から相談・問い合わせがあった際、当該実施校に事業本部がつなぎ、構成校間における情報共有の機会をつくることができた。

〔表1〕

令和6年度遠隔授業・通信教育実施状況調査 回答38/39校

R7.8.29

遠隔授業 実施校 (13)		通信教育 実施校 (2)		遠隔授業に係る規定等の見直し		通信教育に係る規定等の見直し	
理由	件数	理由	件数		件数		件数
病気療養	9	不登校	2	令和6年度中に見直して運用中	11	令和6年度中に見直して運用中	8
不登校	4			今年度（令和7年度）中に見直すことにしている	8	今年度（令和7年度）中に見直すことにしている	4
いじめによる	1			今後見直す方向で検討中	10	今後見直す方向で検討中	5
小規模校間交流	1			見直すことは考えていない	9	見直すことは考えていない	20
						無回答	1
合計件数	15	合計件数	2	合計件数	38	合計件数	38

[表 2]

令和 6 年度通信教育の実施事例

教科・科目	対象学年	対象人数	実施期間	実施時間	単位認定	運用について
11科目	3	1	11月～2月	116時間	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知を受け、令和 5 年度中に内規の整備をする。</li> <li>・当該生徒について校内支援委員会で経過観察、医療機関とも情報共有しながら、通信教育へ移行した。</li> <li>・別室または自宅にて、課題に取り組む。</li> <li>・評価の観点を含めた課題プリントを 1 時間につき、1～2 枚各教科で作成。</li> <li>・登校時に面接指導、担任等による面談を随時実施。</li> <li>・実技・実習教科については、個別指導を実施。</li> </ul>
13科目	3	1	1/24～2/27	98時間	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度中に教務内規を見直して、認定基準を設定。</li> <li>・当該生徒について校内支援委員会で検討し、職員会議で実施について最終決定を行った。</li> <li>・課題プリントは、授業で使うワークプリントを活用・加工して各教科で作成。</li> <li>・自宅にて課題に取り組む。</li> <li>・通信教育の規程に従って面接指導を実施</li> <li>・実技科目は、通信教育と対面個別指導の併用。</li> </ul>

2) 課題

① 対象とする生徒決定の柔軟な捉え方

- ・実施校への聞き取りでは「添削課題等の自校での作成に関して、校内の教員から負担が大きいなどの声は上がらなかった。」「遠隔授業よりも通信教育の方が取り組みやすいと感じている。」「生徒の個々の状況に応じて、生徒自身が通信教育か遠隔授業を選ぶようにしている。」といった意見があがった。実施校における対象生徒は、卒業を目指した 3 年生であるということ、当該生徒が不定期ながら登校できていたため、その機会を活用して面接指導や面談、実技教科の個別指導を行うことが可能であったことなどが肯定的な意見の背景にあると考えられる。全学年における通信教育推進にあたっては、本支援制度の整備だけでなく、対象とする生徒の捉え方、関係者の理解など多面的な観点からの検討が必要であると考えられる。

② 制度の具体的な活用方法

規程や内規の見直しを実施した、全ての高校に聞き取りを行ったが、制度や通知そのものが校内で十分に認知されていない場合や、内容が正確に把握されていない場合、規程は整備されたものの具体的な運用のノウハウが不足している場合など、現状の段階は一樣ではないことが分かった。まずは、制度について継続して丁寧に周知を図ることが重要であるが、拠点センターの添削課題等をそのまま活用することよりも、自校で改正または作成するための参考としたいという利用ニーズがあったため、本支援制度の利用方法を整備していく必要がある。

③ 評価及び単位認定の在り方

本支援制度に関する問い合わせは複数件受けたものの、採択教科書の違いにより教材共有化に壁があり、活用までに至らなかった。

また通信教育に関する教務規程等の見直しに先立ち、遠隔授業に関する教務規程等については、約 76% の高校が見直しを実施、または見直しを検討している。遠隔授業については授業形態の一つであるとの認識があるが、通信教育については、教員の負担増への懸念という観点よりも、他の生徒との公平性の担保や評価基準の設定に課題を感じ、実施に至っていないといった意見があげられた。

### 3.5.2. 今後の方策

#### ① 「通信教育による不登校生徒等への学習支援制度」の整備

- ・ ネットワーク拠点センター参考資料の Web 公開（3月中旬公開予定）  
参照先：しまねの教育情報 Web「EIOS」（県立高校を対象とした限定公開）  
公開資料：実施要項、申請書様式、使用教科書、シラバス等

#### ② 活用事例をもとにした運用モデルの構築

- ・ 不登校支援における通信教育の活用事例をもとに、県内に展開可能な運用モデルを構築し、構成校に周知する。

#### ③ 学習アプリ、オンデマンド教材の効果的な活用の研究

- ・ 通信教育は、自宅等で対象となる生徒が自主的に添削課題を進めていくことが基本となるが、生徒が学習意欲を維持し、向上させていくに当たっては、教員からの適切な指導が必要である。しかし、登校が難しい状況の生徒もおり、また担当教員が日常的に自宅等に赴いて直接指導することは困難である。

Web 上で生徒の学習状況を把握し、適切に指導するための Google Classroom 等の活用や、通信教育を受ける生徒が複数人いる場合に、自宅に居ながら協働的な学びを可能とする学習支援ツールの活用、また生徒が添削課題に取り組む際に参考できる、効果的なオンデマンド教材の研究を進めていく必要があると考える。

## 4. まとめ

### 遠隔授業

令和7年度における本事業の遠隔授業に関する取り組みの主な成果と課題は以下の通り。

#### ① 成果

- ・学習機会の拡大と質的向上  
地理的・人的制約により開講困難であった専門科目を常設で配信し、生徒の学習選択肢を大幅に拡大した。少人数指導の特性を活かし、きめ細やかな個別指導を実現し、生徒の学習意欲向上に寄与した。夏季集中講座や学習成果発表会など多様なプログラムを提供し、具体的な学力向上や発表能力の育成に貢献した。
- ・教員のスキルアップとノウハウ蓄積  
遠隔授業向けの教材開発能力やICT活用スキルが向上し、実践的なオンライン指導ノウハウが蓄積された。授業振り返りを通じた継続的な改善サイクルを確立し、指導の質の向上に繋がった。
- ・事業環境の整備と連携体制の強化  
配信仮拠点の運用実績を積み、次期拠点への移設準備を進めるなど、持続可能な遠隔教育環境整備に着手した。  
県内学校間だけでなく、他県高校とのオンライン連携も実現し、広域的な交流と情報共有を促進した。

#### ② 課題

- ・生徒に関する情報把握とコミュニケーション  
授業配信者側からの生徒の学習状況や生活に関する情報把握が不足し、個別対応の深化に課題を残した。
- ・受信校との連携体制  
授業内容の事前共有や役割分担が不明確な場合があり、一体感のある授業運営に改善の余地が見られた。
- ・授業配信者の確保と事業推進体制  
専門性の高い授業配信者の安定的な確保が困難であり、事業の円滑な推進に影響を及ぼした。  
遠隔授業に関する明確なルールや規定が不足し、属人的な判断に頼る場面があった。
- ・授業デザインとオンライン特性への対応  
オンライン環境における生徒の集中力維持や、情報漏洩リスク管理へのさらなる工夫が求められる。

### 通信教育

令和7年度における本事業の通信教育に関する取り組みの主な成果と課題は以下の通り。

#### ① 成果

- ・通信教育による不登校生徒等への学習支援の理解の促進  
ネットワーク拠点校が作成した添削課題等の具体的な活用はなかったが、本制度の周知や一斉調査の実施を通じて、不登校生徒等への学習支援について、一定の理解を促すことができた。
- ・通信教育実施のモデルケースの抽出  
不登校生徒に学習の機会を提供し、単位認定及び卒業につながる実践をひとつでも生み出すことができたのは、本事業の成果であると考えます。  
通信教育を実施した構成校2校に対して、電話や訪問による聞き取りを行い、実施に関する資料を提供してもらうことで、運用の具体的な流れを把握することができた。  
令和7年度に新たに通信教育の実施を検討している学校から相談・問い合わせがあった際、当該実施校に事業本部がちなぎ、構成校間における情報共有の機会をつくることができた。

## ② 課題

### ・通信教育を持続的に行うための実施体制

対象者決定の手順や学習計画の作成、評価方法などの実施モデルを用意し、学校が必要な際に速やかに活用できるようにしておくことが有効であると考えます。

### ・添削課題等ネットワーク拠点から提供される教材の具体的な活用方法

令和6年10月からの制度実施以後、ネットワーク構成校からの申請書提出がなかった。拠点センター作成の添削課題等をそのまま活用するのではなく、添削課題等を自校で作成する際の参考となるよう拠点校の使用教科書やシラバス等の情報を事前に構成校（全県立高校）に提供する必要がある。

また、拠点センターの積み上げてきたノウハウを、全日制高校に広げる学習ネットワークの構築までには至っておらず、さらなる研究と工夫が必要であると考えます。

### ・評価及び認定等の在り方

全日制高校における通信教育の活用については、全日制本来の在り方との関係から心理的な抵抗感が強く、積極的な活用にいまだ至らない。対象となる生徒の判断基準や単位認定の考え方や規程整備の方法など情報が不足している。今後、具体的な実施事例、運用モデルの共有を継続的に行い、関係者の理解を促進していく取組が重要であると考えます。

## 5. 本事業の成果と課題を踏まえた今後の方向性

本事業で得られた遠隔授業および通信教育の実践と知見は、島根県が直面する地域課題（小規模校の維持、教員不足、生徒の多様化するニーズ、不登校生徒の増加など）に対応し、将来にわたる質の高い教育を提供するための重要な基盤である。自治体として、本事業の成果と課題を踏まえ、域内外の各地域の状況に応じた形で、以下の展望と具体的な施策を推進していく。

### (1) 生徒の多様な学習ニーズに応える質の高い学びの実現

#### ・学習機会の継続的な保障と拡充

・地理的・人的制約により開講が困難な科目については、本事業で確立した遠隔授業のノウハウを最大限に活用し、引き続きオンラインでの提供を拡充する。

・不登校生徒や病気療養中の生徒に対し、本事業で得られた通信教育の知見を活かし、学びの保障と社会参加への支援を強化する。具体的には、通信教育の事例を EIOS（しまねの教育情報 Web）等で広く共有し、各校での導入・活用を促進する。

#### ・個別最適な学びの深化と最先端技術の導入

・遠隔授業・通信教育における教材開発や指導方法の研究を継続し、生徒一人ひとりの理解度や進度に応じた個別最適な学びをさらに深化させる。

・本事業で検証された ICT ツールの有効性を踏まえ、VR や AI など、教育効果が期待される最先端技術の導入を検討し、授業の質的向上と生徒の学習意欲向上を図る。

## (2) 持続可能で自律的な実施体制の確立と次期事業への反映

- ・人材の確保・育成と連携体制の強化
  - ・本事業の課題であった授業配信者や通信教育の支援者の確保に対し、現職教員だけでなく、退職教員、大学教員、企業人材など多様な人材をプールし、育成・活用するプログラムを自治体として推進します。これは、教員の年齢構成のアンバランスという課題への対策にも繋がる。
  - ・配信校・受信校・事業担当課間、通信制高校間の定期的な情報共有と役割分担の明確化を図り、円滑な事業運営を可能にする「自走計画」を策定する。
- ・明確なルール・規定の整備と全国への発信
  - ・本事業で不足が指摘された遠隔授業・通信教育に関する申請、実施、評価、単位認定の基準等を明確化したガイドラインや規程を早期に策定し、県内全ての高等学校がこれに基づいて円滑に運用できる環境を整備する。これにより、他の生徒との公平性や教員の負担増といった懸念の解消を目指す。
  - ・本事業で得られた成果(特に小規模校における学習機会保障、通信教育による不登校支援のモデルケース)は、自治体内部の施策へ反映させるだけでなく、文部科学省等国の関係機関とも連携し、全国の地域課題を抱える学校教育への貢献を目指し、積極的に情報発信を行う。

## (3) 成果の普及と横展開、評価と改善の循環

- ・効果事例の積極的な共有
  - ・遠隔授業や通信教育の成功事例や工夫点、課題への対応策を、県内の研修会、ウェブサイト、EIOSなどの教育情報プラットフォームを通じて継続的に共有し、県内高等学校全体の教育力向上を図る。
- ・外部評価を活用した継続的改善
  - ・事業評価委員会による定期的な評価を継続し、外部の視点を取り入れながら事業のPDCAサイクルを回す。これにより、刻々と変化する教育ニーズや技術進展に対応した、常に質の高い遠隔教育・通信教育の提供を目指す。